

第二章

流入抑制措置に関する取り組み

第二章 流入抑制措置に関する取り組み

2-1 はじめに

本章では、県外産業廃棄物受入に対する流入抑制措置に関する取り組みについて取り上げている。流入抑制措置に関する条例を施行している自治体の基本情報を示す。

2-2 目的

各自治体で施行されている現行の流入抑制措置に関する取り組みを把握し、流入抑制措置の施行状況および概要を明確にすることを目的とする。

2-3 調査方法

全国的な流入抑制措置の取り組みおよび施行状況を把握するため、インターネットでの調査を行った。調査方法は、検索エンジン Google を使用し、「県外産業廃棄物 事前協議制度 ○○(自治体名)」というキーワードで検索した。それだけでは把握できなかった自治体については各自治体の HP から条例等の検索を行った。

インターネット調査で流入抑制措置に関する条例等の施行が確認できなかった自治体にはそれぞれのメールでの簡単なアンケート調査を行った。メールでのアンケート調査は2010年2月22日に対象となる自治体へ送付し、返信期限は設定しなかった。調査対象は東京都・神奈川県・山梨県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・徳島県・沖縄県の計11自治体であった。調査内容を表2-1に示す。

表 2-1：メールでのアンケート調査内容

アンケート内容	回答方法
流入抑制措置に関する条例の有無	選択式
条例が有る場合	
1 条例名	記述式
2 制定目的	記述式
3 数値データ等の有無	選択式
条例が無い場合	
4 制定していない理由	記述式
5 代替条例の有無	選択式

2-4 流入抑制措置の概要

流入抑制措置とは、産業廃棄物が広域処理されるために自治体の枠を超えた移動をする際、事前に各自治体によって決められた協議等の内容を事業者が自治体に対して申請を行うことで、自治体が域外から搬入される産業廃棄物の概要(種類・性状・量など)について把握し、県外産業廃棄物の適正処理の推進を図ることができるというものである¹⁾。協議等の対象となる県外産業廃棄物の種類等の基準は各自治体によって様々である。また流入抑制措置には、都道府県だけではなく政令市等への搬入が対象になる場合もあるが、本研究では都道府県に搬入する場合の流入抑制措置のみが対象となっている。

本研究における流入抑制措置を事前協議制度、届出制度、原則禁止という3つの類型に分類する。事前協議制度とは、県外産業廃棄物の搬入時に事業者が自治体に対して協議を行うと条例等によって規定されている措置のことを指す。届出制度とは、県外産業廃棄物の搬入時に事業者が自治体に対して届出による申請を行うと条例等によって規定されている措置を指す。原則禁止とは、県外産業廃棄物を県内に搬入し、保管および処理をしてはいけないと条例等で規定されている措置のことを指す。表2-2に各類型の分類とその根拠となる条例本文の一例を示す。

また事前協議制度についてのおおまかな協議のフロー図を岩手県の事前協議制度を参考に図2-1に示す。協議内容等に自治体ごとに差異はあるものの大半の事前協議制度がこのような流れで行われる。事前協議制度という名称の制度ではあるが、事前協議に併せて、搬入後に事業者が搬入実績の報告を自治体に対して行うことにより、自治体が県外産業廃棄物の搬入実績を把握することが可能となる。

表 2-2：各類型の分類とその根拠となる条例等本文の一例

類型	都道府県	分類の根拠となる条例本文抜粋
事前協議制	青森県	事業者は、その県外産業廃棄物を県内で処分するために搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、当該県外産業廃棄物の種類、量及び搬入期間その他規則で定める事項について、その事業場ごとに、知事に協議しなければならない。
	埼玉県	排出事業者は、県外産業廃棄物を県内に搬入し、中間処理しようとするときは、搬入する日の7日前までに、様式第1号による県外産業廃棄物搬入処理事前協議書(以下「事前協議書」という。)により、産業廃棄物指導課長に協議しなければならない。ただし、1年間における県内への指定産業廃棄物搬入総量が10トン未満の場合は、この限りでない。
届出制	愛知県	県外に設置する事業場において生ずる産業廃棄物(法第十二条第三項に規定する中間処理産業廃棄物を含む。以下「県外産業廃棄物」という。)を処分するため、自ら又は他人に委託して県内に搬入しようとする事業者は、規則で定めるところにより、当該搬入しようとする県外産業廃棄物の種類、数量その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。
	三重県	県外に所在する工場等を有する者又は県外に所在する解体作業現場等において産業廃棄物を生じさせる者(以下これらを「県外排出事業者」という。)は、当該工場等又は解体作業現場等において生じる産業廃棄物を県内で処分(処分業者に委託するものに限る。)するため、自ら又は他人に委託して県内に搬入しようとするときは、当該搬入する日の十五日前までに、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物の種類、数量、処分の方法及び期間その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。
原則禁止	愛媛県	事業者等は、県の区域内において、県外産業廃棄物を処分し、又は保管してはならない。ただし、事業者等からあらかじめ知事に協議があった場合において、知事が生活環境保全上支障がなく、かつ、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
	佐賀県	県外排出事業者及び処理業者は、県の区域内において、県外産業廃棄物を処分し、又は保管してはならない。ただし、県外排出事業者からあらかじめ知事に協議があった場合において、知事が生活環境の保全上支障がなく、かつ、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

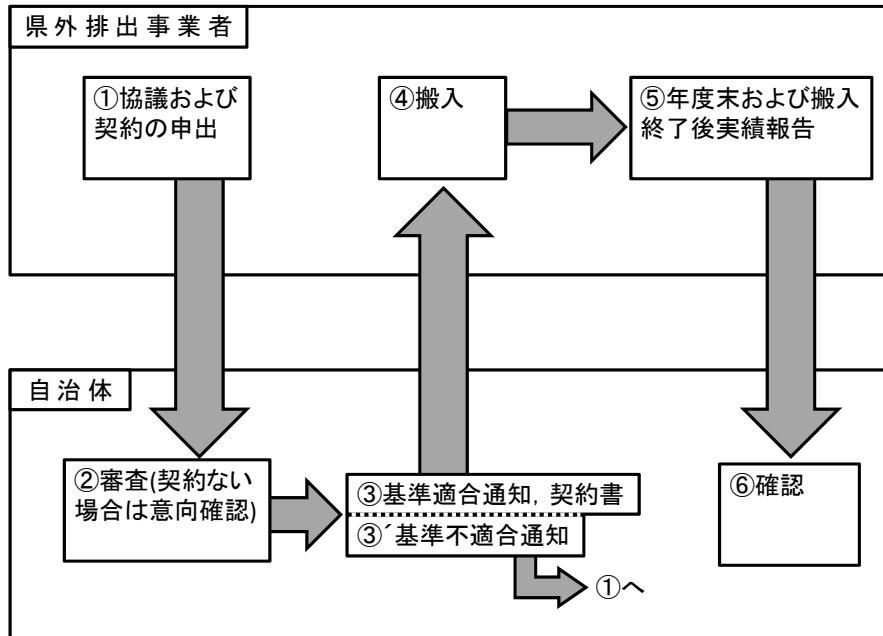


図 2-1：事前協議フロー図の例²⁾

2-5 流入抑制措置の施行状況

2010年11月現在、宮城県、群馬県、東京都、神奈川県、山梨県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、福岡県、沖縄県を除く34の自治体で流入抑制措置が施行されている。各自治体の流入抑制措置の基本情報(類型・根拠条例)を表2-3に示す。

2-4で規定した3類型では流入抑制措置を導入している34自治体中、事前協議制度を施行している自治体が22自治体、届出制度を施行している自治体が5自治体、原則禁止を施行している自治体が7自治体であった。

また類型ごとに色付けした日本地図を図2-2に示す。図2-2から分かるように流入抑制措置の有無はある程度地域によって偏りがある。まず東京都、大阪府、福岡県のような大都市では流入抑制措置が施行されていない。これは大都市とその周辺の自治体は県外産業廃棄物を受け入れる側ではなく、排出する側であることからこの様な分布になっていると推測する。また各類型を施行している自治体にも特徴がある。三重県、岐阜県、愛知県や四国、九州地方のように施行自治体数の少ない届出制度や原則禁止を施行している自治体は隣接する自治体に多い。これは隣接する自治体の施行類型が、少なからず後に流入抑制措置を施行した自治体に影響を与えているためと考えられる。

表 2-3：流入抑制措置の基本情報

自治体	類型	根拠条例等
北海道	事前協議制度	北海道循環型社会形成の推進に関する条例・条例施行規則
青森県	事前協議制度	青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例・条例施行規則
岩手県	事前協議制度	県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例・条例施行規則
秋田県	事前協議制度	秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例・条例施行規則
山形県	事前協議制度	山形県産業廃棄物の処理に関する指導要綱
福島県	届出制度	福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例
茨城県	事前協議制度	茨城県県外から搬入する産業廃棄物の処理に係る事前協議実施要綱
栃木県	事前協議制度	栃木県県外産業廃棄物の最終処分に関する指導要綱
埼玉県	事前協議制度	埼玉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱
千葉県	事前協議制度	千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱・要領
新潟県	事前協議制度	新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例・条例施行規則
富山県	事前協議制度	富山県産業廃棄物適正処理指導要綱
石川県	事前協議制度	石川県廃棄物適正処理指導要綱・事務取扱要領
福井県	事前協議制度	福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱・運用要綱
長野県	事前協議制度	県外産業廃棄物の最終処分に係る事前協議に関する指導要綱
岐阜県	届出制度	岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例・条例施行規則
静岡県	事前協議制度	静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例・条例施行規則
愛知県	届出制度	廃棄物の適正な処理の促進に関する条例・条例施行規則
三重県	届出制度	三重県産業廃棄物の適正な処理の促進に関する条例・条例施行規則
和歌山県	原則禁止	和歌山県産業廃棄物の越境移動に関する指導要綱
島根県	事前協議制度	島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱
岡山県	事前協議制度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則
広島県	事前協議制度	県外産業廃棄物の県内搬入処理に係る事前協議に関する要綱
山口県	届出制度	山口県循環型社会形成推進条例・条例施行規則
徳島県	原則禁止	徳島県産業廃棄物処理指導要綱
香川県	事前協議制度	香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例・条例施行規則
愛媛県	原則禁止	愛媛県産業廃棄物適正指導要綱
高知県	原則禁止	高知県産業廃棄物処理指導要綱
佐賀県	原則禁止	佐賀県産業廃棄物適正処理指導要綱
長崎県	事前協議制度	長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱
熊本県	事前協議制度	熊本県産業廃棄物指導要綱
大分県	事前協議制度	大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例
宮崎県	原則禁止	宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱
鹿児島県	原則禁止	鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱

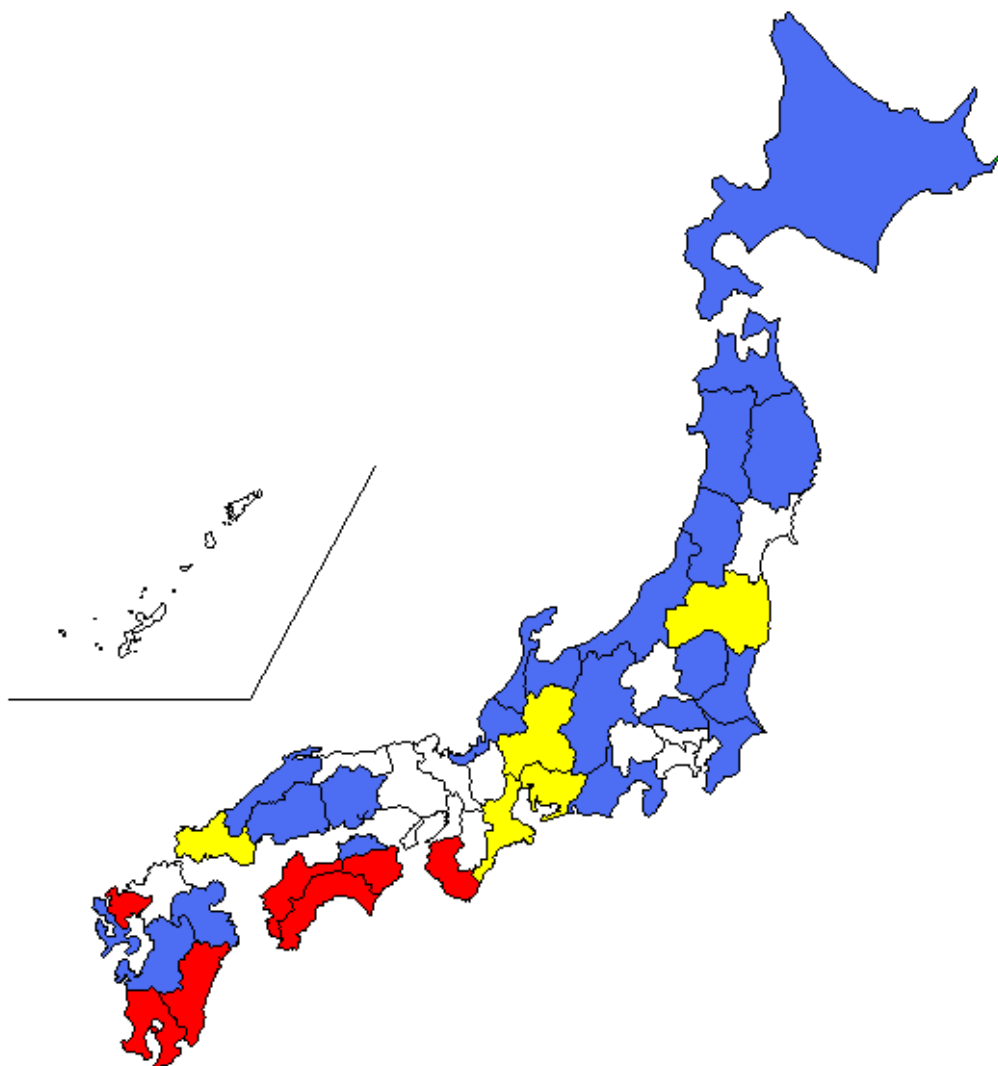


図 2-2：類型自治体ごとの色付け日本地図³⁾
 (青…事前協議制度 黄…届出制度 赤…原則禁止 白…制度無し)

<参考文献>

- 1) 環境省：産業廃棄物行政に関する懇談会報告書,
 <<http://www.env.go.jp/recycle/report/h14-01.pdf>>, 2010.2.27
- 2) 岩手県：循環型地域社会の形成に関する条例等の逐条解説書について,
 <<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=24743>>, 2009.12.20
- 3) 帝国書院：白地図を使う 日本の白地図, 日本全図(広域版・県境あり)
 <http://www.teikokushoin.co.jp/teacher/outline_map/japan/>

